

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

◆ リース取引と改正

Q : 当社は、レバレッジド・リースを利用した節税を考えているのですが、今回の改正で節税効果がなくなると聞きました。本当でしょうか。

A : 平成10年10月1日以後締結する一定のものについては、利益の繰延べによる節税効果がほとんど期待できなくなります。

【解説】

レバレッジド・リースは、リース資産の減価償却方法を定率法とすることにより、費用が前倒しで計上され収益が後送りになるというもので、利益の繰延効果を得られることから、会社の節税対策に利用されています。

平成10年度の改正では、ファイナンス・リース取引に該当するリース取引の賃貸資産で、非居住者又は外国法人の国外において行われる業務の用に供される資産の減価償却の方法がリース期間定額法とされました。

今回の改正で、利益の繰延効果の大きかったレバレッジド・リースについて、その効果がほとんど期待できなくなりますが、この改正は、平成10年10月1日以後に締結したリース契約に係る資産から適用されますので、既存のリース契約物件については、従来通りの取扱いとなります。

また、国内法人が国内の業務に供する資産をリースする場合は、定率法が使えますので、従来通りの節税効果が期待できます。

